(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第238条の4第2項の規定に基づき、市有財産のうち庁舎その他の建物及び その附帯施設並びにこれらの敷地(以下「庁舎等」という。)の余裕部分を貸 し付ける方法により飲料水等の自動販売機を設置させる場合の取り扱いにつ いて、鶴岡市公有財産規則(平成17年鶴岡市規則第60号。以下「規則」と いう。)その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付物件の基準等)

- 第2条 前条の余裕部分のうち自動販売機を設置させるために貸付ける部分 (以下「貸付物件」という。)の場所及び面積並びに自動販売機の種類及び台 数については、市長が定める。
- 2 前項の規定により定める貸付面積は、庁舎等の用途又は目的を妨げない面積とする。

(貸付料等)

- 第3条 貸付料の額は、売上金額に貸付料率を乗じて算定した額とし、1円未満の端数があるときは、これを繰り上げる。
- 2 前項に規定する貸付料が消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による 消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節の規定による 地方消費税を課されることとなる場合における同項の規定の適用については、 同項中「算定した額」とあるのは「算定した額に、当該行政財産の使用につ き消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に 相当する額及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節の規定に より課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えて得た額」とする。

(貸付けの相手方の選定)

- 第4条 貸付けの相手方は、自動販売機競争入札参加登録業者において、貸付料率について一般競争入札(以下「入札」という。)を行い選定するものとする。
- 2 入札に係る公告において、最低貸付料率を原則 10.0 パーセントとして定めるものとする。
- 3 前2項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、入札によらないで貸付けの相手方を選定することができる。

(貸付契約)

- 第5条 貸付契約は、土地の貸付にあっては土地賃貸借契約とし、建物の貸付にあっては借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約とする。
- 2 貸付期間中における貸付物件の用途は自動販売機の設置とし、用途の変更は、行わないものとする。
- 3 契約締結の際は、契約書に貸付物件説明書を添付するものとする。

(貸付期間)

第6条 貸付期間は、5年以内とする。

(指定管理者への周知)

- 第7条 法第244条の2第3項により指定管理者に管理を行わせる施設において、貸付物件の貸付けを行うときは、当該施設の指定管理者募集要項等により周知するものとする。
- 2 前項において、指定管理者に管理を行わせる期間中に貸付けしようとする ときは、必要に応じて当該指定管理者と協議するものとし、貸付したことは 当該指定管理者へ通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附即

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。